

## 水道の種類

事業名	事業範囲	例規など
1 水道事業	不特定多数の人に供給するもの ・ 上水道事業 給水人口5,001人以上  ・ 簡易水道事業 給水人口101人～5,000人	真庭市水道事業給水条例
2 水道用水供給事業	水道用水の卸売りをするもの (ただし、浄水)	該当なし
3 専用水道	自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって次のいずれかに該当するもの ・ 101人以上の者にその居住に必要な水を給水するもの ・ 1日最大給水量が20m <sup>3</sup> を超えるもの	真庭市水道法施行細則
4 簡易専用水道	受水槽以降の水道 (有効容量10m <sup>3</sup> 超)	真庭市水道法施行細則
5 小規模貯水槽水道	受水槽以降の水道 (有効容量10m <sup>3</sup> 以下)	真庭市小規模貯水槽水道指導要領
6 飲料水供給施設	給水人口100人以下	真庭市小規模貯水槽水道指導要領 真庭市飲用井戸等衛生対策要領
7 一般飲用井戸	井戸など	真庭市飲用井戸等衛生対策要領